「とうきょうさんぱい」　通巻第三二六号　平成二十九年十月十日　発行人　高橋俊美　発行　一般社団法人東京都産業廃棄物協会

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります。

廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？
私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。
そして共にCO_2削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！
木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！

私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます

東京ボード工業株式会社
本社　〒136-0082　東京都江東区新木場2-11-1　TEL:03-3522-4138　FAX:03-3522-4137
新木場工場　〒136-0082　東京都江東区新木場2-12-5　TEL:03-3522-1524　FAX:03-3522-1525
埼玉工場　〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-996-4541　FAX:048-996-4562
横浜エコロジー株式会社
〒236-0003　神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2　TEL:045-778-1153　FAX:045-778-1154
ティー・ビー・ロジスティックス株式会社
〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-994-1311　FAX:048-994-1315
TB関西物流株式会社
〒630-8452　奈良県奈良市北之庄西町1-6-11　TEL:0742-50-6222　FAX:0742-50-6667

とうきょうさんぱい

第34巻第7号　通巻第326号
326
平成29年10月10日発行

平成３０年度東京都予算等で要望活動

高橋会長ら役員が都議会４党へ

医療廃棄物委員会　第４回 医療廃棄物合同懇談会
関東地域協議会 女性部会　設立総会を開催
中間処理・収集運搬委員会合同　温暖化防止勉強会
研修会　電子マニフェスト操作体験セミナー
団体課題別人材力支援事業　営業業務スキルアップ研修

写真提供：日本パラ・パワーリフティング連盟

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

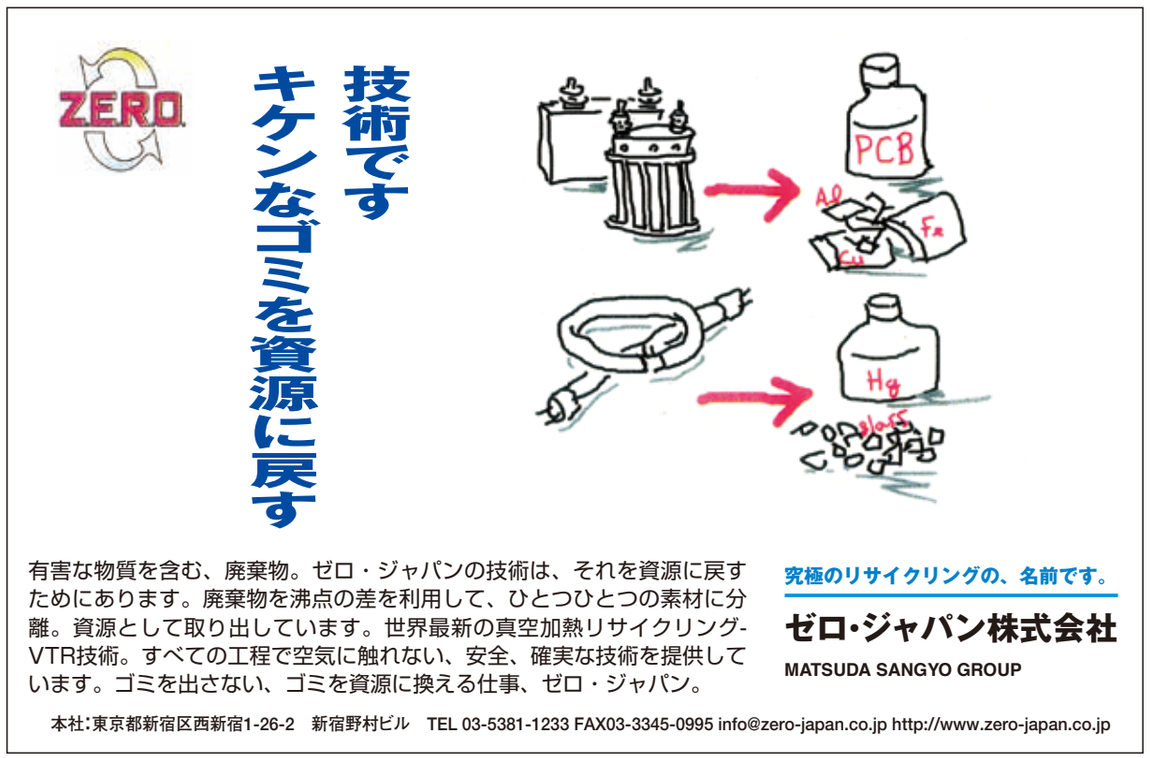

CONTENTS

平成３０年度東京都予算等で要望活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
高橋会長ら役員が、都民ファーストの会、公明党、民進党、自民党の４党へ

医療廃棄物委員会
第４回 医療廃棄物合同懇談会が開催される ・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

研修会
電子マニフェスト操作体験セミナー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

女性部だより
「関東地域協議会 女性部会」設立総会を盛大に開催 ・・・・・・・・・ 10

中間処理・収集運搬委員会 合同
「温暖化防止勉強会」を開催 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

団体課題別人材力支援事業「定着・育成支援集合研修」
「関係法令等を踏まえた営業業務スキルアップ研修」取材報告 ・・・・ 18

協会の主な今後の日程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
多摩支部だより　日帰り施設見学会を開催 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
委員会報告　建設廃棄物委員会、青年部、中間処理委員会、安全衛生推進委員会 ・・・・・ 30
役員寄稿 ～協会活動への支援～　細沼常任理事・森理事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
会員企業紹介　東京ボード工業 株式会社 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
よろず相談　法律・破砕機の購入と検収前の滅失 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
事務局だより・編集後記 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
表紙の言葉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

題字 : 東京都産業廃棄物協会　会長　高橋 俊美

平成３０年度東京都予算等で要望活動

高橋会長ら役員が、都民ファーストの会、公明党、民進党、自民党の４党へ

一般社団法人東京都産業廃棄物協会は、高橋会長をはじめ役員が参加し、平成３０年度予算等に関する要望活動を実施した。活動日程は以下のとおりである。

平成２９年 ８月　３日㈭　　都民ファーストの会、公明党
　　９月　５日㈫　　民進党
　　９月１５日㈮　　自民党

要望時期は、例年より１か月早く始まった。都民ファーストの会は要望内容を早速都庁各局に照会し、一部回答が９月上旬に当協会に送付されてきた。それを見ると、当方の要求の趣旨が十分理解されていないと考えられる点もあった。そこで、追加説明文を作成し、都民ファーストの会には郵送で送り、自民党には要望活動時に追加説明も行った。

要望事項及び追加説明文は以下のとおりである。

各党、都庁各局及び国において当協会の要望を実現されることに期待する。

要　望　事　項

一　地球温暖化防止対策について　（予算要望）

１　白ナンバーの低公害・低燃費車への補助について

低公害・低燃費のハイブリッドトラック補助制度において、白ナンバー車両（産業廃棄物の優良性評価認定業者に限ってでも）を補助対象にされたい。

２　設備補助について

省エネ設備（計測器やインバータ制御装置を含む。）の導入、再生可能エネルギーの回収・製造設備などに対する補助を充実されたい。

二　災害がれき処理について　（予算要望）

１　産業廃棄物処理施設の耐震強化について

災害がれきの円滑迅速な処理のため、民間の産業廃棄物処理施設の耐震診断費用や耐震補強工事費用、耐震施設への変更費用に対して補助されたい。

２　船舶輸送について

災害がれきの船舶輸送のため、産業廃棄物処理業者が整備する船舶輸送施設の建設費用に対して補助されたい。

３　自由の女神像について

東日本大震災当時石巻市にあった自由の女神像が、現在、引き取り手を求めて上野公園（東京都美術館裏）に「自由な女神」として仮展示されている。石巻市の災害がれきを受け入れた実績から、東京都が引取り、２０２０東京大会のボート競技場に隣接する環境局中防合同庁舎敷地内又は海面処分場内に設置してはいかがか。

三　人材の確保・定着・育成について　（予算要望）

中小企業者は、人材の確保・定着・育成に苦慮している状況にある。これらに対して、採用に関する支援、職場環境の改善への支援、従業員の教育や資格取得への支援など、都はきめ細かい支援策を講じていただきたい。

四　環境局資源循環推進部の排出事業者指導職員の増員について（組織・定数要望）

産業廃棄物の排出事業者に対して、適正処理の指導を強化する必要がある。

危険物・有害物等の異物混入防止や適正な処理料金の支払い、処理業者への委託方法などに関する、排出事業者への立入検査・指導と排出事業所での出前研修などを強化するため、環境局資源循環推進部において人員の増強を図られたい。

五　国への税制要望について

1　廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金制度についての特例措置について

最終処分料金が引き上がることのないようにするため、最終処分場の設置者にとって過剰な負担とならないよう、特定災害防止準備金制度についての特例措置（維持管理積立金の額を損金又は必要経費に算入できる措置）について、平成 30 年度以降も適用できるようにすること。

2　公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について

設置時のコストが高額である設備の導入の迅速かつ円滑な実施を促進するため、公害防止用設備（汚水・廃液処理施設、最終処分場等）に係る固定資産税の課税標準の特例措置（課税標準を価格より引き下げる措置）について、平成 30 年度以降も適用できるようにすること。

3　軽油引取税の課税免除について

廃棄物処理事業を営む者の負担軽減によって適切な廃棄物処分を維持するため、廃棄物埋立処分場内において廃棄物処分のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置について、平成 30 年度以降も適用できるようにすること。

併せて、資源循環の推進のため、中間処理施設内で使用される重機（機械設備）に係る軽油引取税についても、課税免除の対象となるようにすること。

4　設備の耐用年数の短縮について

消耗が著しい廃棄物処理事業の実情からして、法定耐用年数の短縮がなされている自走式作業用機械設備（パワーショベル、バックホウ等）と同様に、据付型機械設備（破砕機、選別機等）、焼却設備にあっても、法定耐用年数を 8 年程度に短縮すること。

要望事項（追加説明）

一　地球温暖化防止対策について　（予算要望）

1　白ナンバーの低公害・低燃費車への補助について

現行の低公害・低燃費のハイブリッドトラック補助制度では、産業廃棄物の収集運搬車両として多く使用している、塵芥車以外の白ナンバーのトラックが補助対象となっていないので、補助対象にされたい。

二　災害がれき処理について　（予算要望）

1　産業廃棄物処理施設の耐震強化について

本年作成した東京都災害廃棄物処理計画では、「非常災害の発生に備え、平常時から都内のごみ処理施設の強靭化対策を進める必要がある。」としている。災害がれき処理では、民間の産業廃棄物処理施設の利用も想定していることから、耐震診断費用や耐震補強工事費用、耐震施設への変更費用に対して補助されたい。

2　船舶輸送について

災害がれきの船舶輸送の必要性を認識していただき、産業廃棄物処理業者が整備する船舶輸送施設の建設に対して、関係各局において支援していただきたい。

四　環境局資源循環推進部の排出事業者指導職員の増員について（組織・定数要望）

産業廃棄物の排出事業者に対して、危険物・有害物等の異物混入防止や適正な処理料金の支払い、処理業者への委託方法などに関する、立入検査・指導を強化するためには、新たな事業態勢を構築する必要があり、人員増強を図られたい。

五　国への税制要望について

産業廃棄物に関する税制要望は、以下の点も踏まえて検討し実現されたい。

⑴　産業廃棄物を排出する都内数十万事業所が負担する処理料金に影響するものであること。

⑵　産業廃棄物は都域を越えて広域的に処理されていることから全国的視点が必要であること。

第４回 医療廃棄物合同懇談会が開催される

平成 29 年 9 月 15 日㈮午後、東京八重洲の鉄鋼カンファレンスルームにおいて、第４回目となる医療廃棄物合同懇談会が開催された。本会は、東京都、神奈川県及び静岡県の産業廃棄物協会の医療廃棄物委員会・部会のメンバーが一年に一回、一堂に会して、意見交換や次の行動計画を議論する場である。

昨年 9 月に、筆者の生誕地静岡市内で開催されてから、はや１年が経った。この間に一都二県では医療廃棄物パンフレットを共同作成するなどの取組を進めてきたので、今回はそのパンフレットの普及やその後の廃棄物処理の動向についての意見交換などを行った。

懇談会会場

1 開会あいさつ

冒頭のあいさつでは、当協会医療廃棄物委員会の五十嵐委員長から「医師会と処理業界が車の両輪のように取り組んでいきたい。」と、当協会高橋会長からは「本日講演いただく橋本理事は東京都医師会の中で実に熱心に廃棄物問題に取り組んでいただいている。本日の意見交換を期待している。」との話があった。

2 橋本理事の講演

東京都医師会 橋本理事の講演では、「医療廃棄物対策について」と題して、以下の話があった。

① 医師会は、日本医師会、都道府県医師会、郡市区医師会に別れ、それぞれの役割があり独立した法人であるという構造を知っておいてほしい。また、会員は東京都では５割程度に留まり、会員以外には伝えられないことを承知してほしい。

② 在宅医療廃棄物の処理では、薬局回収の方法があるがコストが発生する、患者数が増えると問題化もありうる、腹膜透析バッグの廃棄物が増える、外国人観光客や在住外国人へのアピールが必要である、これらの解決には地域医師会と区市町村での取組が大事である。

橋本 理事

五十嵐 委員長（東京）

伊丹 部会長（神奈川）

岩間 部会長（静岡）

③ 医療機関から都知事へのマニフェスト交付等報告書の年１回の提出率が５割を切っていることから、電子マニフェストの普及が必要と認識している。

④ 水銀条約の締結に先立って、平成 22 年度から水銀血圧計・体温計の回収処分事業を進めているが、まだまだ排出があるから 2020 年まではやらないとならないだろうと思っている。私自身、最終処分先の北海道にあるイトムカ鉱業所まで確認に行っている。

講演の後の質疑応答では、腹膜透析患者では、感染症の有無について調べていて、特別管理廃棄物か否かの区別をしている。患者からすると大量に発生するので医者か処理業者で処理してほしいがコストをどうするかの課題がある、との話があった。

3 ３都県共同宣言パンフレットについて

まず、神奈川県協会岩澤氏より、このパンフレットは、第２回の合同懇談会で作成しようと決まったこと、その後自動車排ガス規制に関するトラック協会の動きや建設業界へのコスト負担のお願いの動きを参考にしてパンフレットを作成したこと、神奈川県協会では排出者向け研修会で、排出者には排出者自身に代わって処理業者が処理するので、ここに記載した事項は必要なことであると説明したこと等の話があった。

神奈川県協会から、全国産業廃棄物連合会と環境省とでの医療廃棄物処理マニュアルの改訂の検討の際に、当パンフレットを説明したとの話があった。

私、当協会専務理事から、パンフレットの案内を歯科医師会、病院協会、看護学校協議会等に送付し、その結果、ある地区医師会から 180 部、薬剤師会から 100 部ほしい旨依頼があったことと、ある都立病院の担当者からは病院内の誰に読ませたいのかはっきりさせた方が良い旨の意見があったことを話した。

静岡県協会から、医師協同組合とパンフレットの周知方法について意見交換した結果、診療所には既に分別等の徹底をお願いしているから、今回は一定規模以上の病院を対象に処理業者を通じて配布することとし、併せてその周知要領と電子マニフェスト資料を添付した旨話があった。

4　意見交換会

休憩後の意見交換会では、今回は、「排出事業者の廃棄物処理に対する適正な対価の負担について（マニフェスト、容器など）」と題して、医師会の橋本理事も交えて、意見交換を行った。

問題意識としては、排出事業者責任の下で処理業者が処理を行っており、マニフェストの利用、適正な容器の使用が必要にもかかわらず、公立病院での入札結果などから見ると価格破壊（処理料金が低い）が起こっていて、優良業者での健全経営やサービスの向上をどうしていったらよいのかということがある。

静岡県協会の岩間部会長から次のような発言があった。静岡県では十数年前の医師 36 名が委託基準違反で書類送検された不適正事件を受け、医師会、行政、産廃協会が話し合い、当時登録料が無料だった電子マニフェストに加入した。現在の新規開業医は有料で電子マニフェストに加入している。静岡県は処分先の現地確認を義務化しており、医師協同組合が年２回最終処分場まで立入調査している。収納容器は、医師協同組合が販売する容器を使っている。医師協同組合の入退会基準を定めている。静岡は郡市医師会の影響力が強いのでこのように対策が進んだ。

参加者からは、①地方・都県外の業者が低価格で仕事を受託してしまう。排出者からは、安い価格で請け負ってくれる業者がいるよと言われてしまう。②容器代やマニフェスト管理費と、処分費を分けて料金表示する方法はどうか。③容器もいろいろあり値段もばらばら。処分料金も２倍の開きがある。清掃費と同様に、最低料金、最低価格制度の導入を検討してはどうか。④廃棄物処分費を医療費として点数化してほしい。廃棄物行政部局だけでなく医療行政部局からも指導をして欲しい、等々の意見が出された。都医師会の橋本理事からは、電子マニフェストは啓発手段が難しい、廃棄物処理費を保険診療に盛り込むことは賛成、行政の縦割りは崩したい、など業界の事情に理解のある見解をいただいた。

5　本日の感想

会のまとめとして、橋本理事から、「本日の意見交換は大変参考になった、廃棄物処理も医療の一環として考えたい」との発言をいただいた。また、都医師会の久保田課長からは、３都県共同宣言パンフレットについて、排出者に取り組んでほしいこと（排出者責任、分別、破損貫通混入禁止、チェックリスト）をまとめて伝えるため、２ページ（適正処理の現状・廃棄物業界を取り巻く状況をご理解願います）を共同宣言の直前に持ってくる方が良いとの提案をいただいた。

6　閉会あいさつ

当協会乙顔副会長から、「本日は医師会の参加も得て、不適正処理の防止と事業経営の維持の大切さを意見交換できた。公正取引の問題もあるからデータで事実を語っていく必要がある。」とのあいさつがあった。

（専務理事　木村　尊彦）

電子マニフェスト操作体験セミナー

東京都産業廃棄物協会は、平成 29 年 9 月 29 日㈮、ラーニングスクエア新橋 5 階 5-D 会議室（港区新橋）において、『**電子マニフェスト操作体験セミナー**』を実施した。電子マニフェストの導入を検討している企業、または既に導入している企業の実務担当者を対象に、昨年度に引き続き、（公社）日本産業廃棄物処理振興センターの協力を得て開催された。当日は、午前の部（10 時～）・午後の部（14 時～）と 1 日に計 2 回開催した。

電子マニフェストシステム（JWNET）のデモシステムを利用し、講師の宮崎直孝氏（情報処理センター業務推進部主任）が、実際にパソコンを操作しながら、電子マニフェストの登録から処分完了報告まで、一連の操作方法を説明した。

参加者は、セミナー用に用意された ID とパスワードを使用し、排出事業者・収集運搬業者・中間処理業者のすべての立場となって、それぞれの入力方法を体験した。参加人数は午前の部 12 名、午後の部 18 名であった。

当協会では、本年度最後の操作体験セミナーを 10 月 23 日㈪にも同じ内容で開催するほか、電子マニフェストの仕組み・導入方法等について説明する『**電子マニフェスト導入実務研修会**』、また、電子マニフェストの円滑な導入手順、導入後の運用や操作方法等について面談形式で相談員が答える『**電子マニフェスト個別導入相談会**』も実施する。開催日程については別表をご参照いただき、詳細については日本産業廃棄物処理振興センター HP をご確認ください。

☞ **http://www.jwnet.or.jp**

会員企業の皆様のご参加をお待ちしています。

（事務局　木島　繭子）

会場と講師の宮崎直孝氏

●今後の開催日程

開催日時		内　容	場　所
10 月 23 日㈪	10：00 ～ 12：00	電子マニフェスト操作体験セミナー	ラーニングスクエア新橋 5階　5-E 会議室
	14：00 ～ 16：00	電子マニフェスト操作体験セミナー	
11 月　7 日㈫	10：00 ～ 12：00	電子マニフェスト導入実務研修会	エッサム本社ビル 3階グリーンホール
	14：00 ～ 16：20	電子マニフェスト個別導入相談会	エッサム本社ビル 1階 小会議室 101
12 月　5 日㈫	10：00 ～ 12：00	電子マニフェスト導入実務研修会	エッサム本社ビル 3階グリーンホール
	14：00 ～ 16：20	電子マニフェスト個別導入相談会	エッサム本社ビル 1階 小会議室 101
2 月　8 日㈭	14：00 ～ 16：00	電子マニフェスト導入実務研修会	エッサム本社ビル 3階グリーンホール

全国産業廃棄物連合会 関東地域協議会 女性部会 設立総会を盛大に開催

平成 29 年 9 月 21 日㈭ 14 時より、東京国際フォーラム（千代田区丸の内）において、「関東地域協議会 女性部会」設立総会が開催され、会則と役員を決定し、正式に発足した。

15 時 15 分からは「廃棄物処理法の改正と今後の課題」をテーマに佐藤泉弁護士を講師に招いての設立記念講演会、17 時 30 分からは場所を移して懇親会が催された。

（取材　塩沢 美樹）

総会参加者

● 設立総会 ●

東京都協会女性部の木村英恵幹事の司会により、定刻 14 時に開始された。

はじめに、公益社団法人全国産業廃棄物連合会並びに同 関東地域協議会の石井邦夫会長より「通称女性活躍推進法が交付され、全産廃連のタスクフォースにおいても、産廃処理業の振興策を検討するうえで、女性の活躍が重要な事項となっています。このような中、全国に先立って関東地域に女性部会が設立されたことは、誠に時宜にかなったものです。設立目的に明記されたように、女性が最大限、能力を発揮できる場を広げる活動を進め、本業界のさらなる活性化の牽引役となっていただくことを願っています。」と挨拶した。

続いて、司会者から本会設立の経緯について説明があり、これまで『“ 関東地域協議会女性部会主催 ” e-Lady21 のつどい』と題し、講演会等を定期的に開催して、産廃業界に働く女性のネットワークを広げる活動を行ってきたところ、本年 4 月開催の全国産業廃棄物連合会関東地域協議会において、正式に設立が承認されたことが報告された。

設立総会は、埼玉県協会女性部会の栃原綾子部会長が議長に選出されて議事に入った。

第 1 号議案「公益社団法人全国産業廃棄物連合会関東地域協議会女性部会会則（案）」を承認、さらに、第 2 号議案で別項のとおり役員が選任された。部会長に選出された二木玲子氏は「この日を迎えるにあたり、東京都協会の高橋会長をはじめ、各県協会の皆さま方のお力添え、ご理解がありましたことに感謝申し上げます。この関東地域協議会女性部会は、当業界で働く女性たちが活動し、見識を広げていくプラットホーム的な場であると思っています。当部会が全産廃連の活動の一助となれるよう努力してまいりますので、どうぞご支援ご協力のほど、お願い申しあげます。」と挨拶し、以上をもって、議事は滞りなく終了した。

ここで来賓より祝辞が述べられた。東京都協会の高橋会長は「女性部の設立は全国でも東京が初めてだと思います。13 年前の発足以来、女性部の活動を応援してきました。全国に女性部会が設立されるよう、関東地域協議会女性部会が筆頭になって活動を広げていただきたいと思います。」と引き続きの支援を約束した。千葉県協会の杉田会長は「私自身もこの 5 月に千葉県協会の総会・理事会をもって、石井さんの後を継いで会長となりました。女性部会と同様、新しくスタートを切ったばかりです。これから一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。全産廃連のタスクフォースにおいて二木新部会長と、これからは女性の視点が非常に大切だという話をさせていただいたことを今でも思い出します。女性部会の活動が全国に広がるよう、協力してまいります。」と応援のメッセージを述べた。

関東地域協議会女性部会
＜　役員名簿　＞

平成 29 年 9 月 21 日

役職名	氏名	所属都県協会・女性部会役職名
部　会　長	二 木 玲 子	東京・部長
副 部 会 長	宮 本 正 子	群馬・代表幹事
副 部 会 長	栃 原 綾 子	埼玉・部会長
副 部 会 長	宮内美津子	千葉・部会長
副 部 会 長	渡 邉 久 美	東京・副部長
幹　　事	久保田朋子	群馬・副代表幹事
幹　　事	石 坂 昌 美	埼玉・副部会長
幹　　事	渡邊紗斗美	埼玉・副部会長
幹　　事	太 田 直 美	千葉・副部会長
幹　　事	鈴木てる子	千葉・副部会長
幹　　事	野 村 幸 江	東京・副部長
幹　　事	山下智栄子	東京・副部長
監　　事	今 井 君 子	群馬・副代表幹事
監　　事	山 崎　　操	埼玉・副部会長

総会議場

● 記念講演会 ●

「廃棄物処理法の改正と今後の課題」

講師：佐藤 泉 弁護士（佐藤泉法律事務所）

この講演会では、①コンプライアンスの基本と法律の理解、②排出事業者責任の強化、③ダイコー事件の原因と影響、④廃棄物処理法の改正とその影響、⑤優良業者の判断方法、⑥よくある質問、の6項目と、最新トピックとして水銀廃棄物について説明があった。

廃棄物処理法は大変わかりにくい法律であり、混合廃棄物の取扱いなど、法律の想定外も存在するが、実態に即した社内ルール・コンプライアンス体制を構築し、それをきちんと守ることが大切だ。そして、想定外のことが起こったとき、どうすれば安全かを考え、従業員を守ること、これが経営だと佐藤弁護士は考えている。

また、万一、会社がトラブルに巻き込まれたときのために、会社の規定や、日頃から適正処理を行っていることを証明できる記録を整備しておくことが非常に重要とのアドバイスがあった。

排出事業者責任が強化されてきたことで、処理業者にとっては事務の負担が増えることにはなったが、排出事業者が契約を結ぶ際に、どうしてこの処理業者を選んだのか、現地を見たのか、などと確認する習慣ができたことは、排出事業者の意識向上につながり、処理業者の質を高めることにもなったといえるだろう。

今回の法改正については、昨年日本中を騒がせたダイコー事件を踏まえ、受入量と処理量の透明性、ブローカーによるダンピングなど12の論点が上がったが、一廃・産廃の区分、不用品回収業者への規制といった問題には対応されていないので、今後の動向にも十分に注意していただきたい。バーゼル法の改正で、当業界に影響があるのは、中国が廃棄物の輸入を停止するとしたことで、国内の廃棄物が増えることが予想され、業界として適正処理料金への理解を求めていくことが必要だ。

佐藤 弁護士

水銀廃棄物については、10月1日からマニフェストへの記載が義務付けられたことなどの説明があった。環境省から「水銀による環境の汚染の防止に関する法律Q&A」が公表されているので、参照されたい。質疑応答では、水銀に関する質問が多く、関心の高さがうかがえた。

● 懇親会 ●

東京国際フォーラム7階の東天紅にて盛大に開催された。司会は千葉県協会女性部会の太田直美副部会長が務めた。

来賓を代表して2名が挨拶し、茨城県協会の西野賢一常務理事兼事務局長は「皆さまが、苦労し時間をかけて関東地域協議会女性部会の設立に至ったことにまず感謝申し上げます。女性がいかに中心になって働くかということは、日本の発展にも大きな役割を果たしていくだろうと思います。今後ますます発展していかれることを期待しております。」

続いて、東京都協会の木村尊彦専務理事は「私は女性部会の設立は時限措置であるべきと考えております。女性の感性から考える、あるいは行動することが目的であるとすれば、女性だけで固まるのではなく、男性と女性が同じ場所で同じく行動し、意見を出し合っていくべきと考えるからです。今は女性が活躍できる機会と場をできるだけ増やして女性の地位向上を目指す段階なのかもしれません。そこで、新たな女性部会はしっかりとした将来目標を掲げ、達成後の女性部会のあり方も考えながら、行動を開始してほしい。」と、あえて辛口の言葉で、力強いエールを送った。

この後、全産廃連の森谷賢専務理事の乾杯の発声で開会した。ガラスに囲まれた開放感のある会場で和気藹々と懇親を深め、19時20分、盛会裏に全日程を終了した。

①石井会長（全産廃連・関東地域協議会）、②高橋会長（東京）、③杉田会長（千葉）、④西野常務理事（茨城）、⑤木村専務理事（東京）、⑥森谷専務理事（全産廃連）⑦新役員、⑧⑨懇親会場

中間処理委員会・収集運搬委員会が合同で温暖化防止勉強会を開催

平成 29 年 9 月 25 日㈪ 14 時から 16 時 40 分、エッサム本社ビル 3 階（千代田区神田須田町）にて、総勢 49 名の参加者を得て、温暖化防止勉強会が開催された。

1　開会あいさつ

当協会副会長・収集運搬委員会委員長の加藤宣行氏から、「私は、温暖化防止に係る京都議定書が発効される当時、全国産業廃棄物連合会で環境自主行動計画の策定づくりにかかわってきた。引き続き、CO_2 削減の取組を進めていきたい。」とのあいさつがあった。

加藤 氏

2　前座

専務理事木村から、今回の勉強会の位置づけと産業廃棄物処理業界として温暖化対策に取り組む意図を説明するため、平成 29 年 3 月 14 日に改定された「全国産業廃棄物連合会低炭素社会実行計画」について、解説した。

この計画は、全産廃連として、より長期的な視点に立った低炭素化の取組が必要であるとの認識から、平成 27 年 5 月に策定した実行計画を改定したものである。当協会会長 高橋俊美氏が、低炭素担当理事としてこの計画の改定に参画した。

全産廃連の目標は、2020 年度における温室効果ガス排出量は 2010 年度と同程度（±０％）に抑制する。2030 年度では 2010 年度に対し 10%削減する。業種別目標としては、収集運搬業では 2030 年度に

木村 専務理事

2010 年度比で燃費を 10%改善する。中間処理業では焼却に伴う発電量及び熱利用量をそれぞれ 2010 年度比で２倍とする、最終処分業及び業務部門では引き続き削減対策を推進する、というものである。

計画では、実施すべき削減対策を掲げていて、企業にとって対策の実施が最終的に経営にとって利益につながることを目指すとともに、中央省庁・地方公共団体からの支援の拡充を求める、としている。

また、目標達成に向けた全産廃連等の措置として、会員企業のカテゴリー分けを行うとしている。第１カテゴリー企業は、温室効果ガス削減目標を定め、ＣＳＲ報告書等により公表し、全産廃連の実態調査に協力する企業。第２カテゴリー企業は、実態調査に協力する企業。第３カテゴリー企業はそれ以外の企業。６月に全産廃連から各会員企業に、実態調査とカテゴリー登録の依頼文書が行っているので、ぜひ、前向きな取組をするようご検討をお願いしたい。

また、当協会では、今回、東京都環境局から講師を招いて技術的な助言・情報提供を求めている。また、８～９月の政党要望では、本機関誌の別ページにあるように、白ナンバーハイブリッド車両を補助対象にすることや省エネ設備等への補助を拡充することを求めている。

以上の話をして、前座を終了した。

3　東京都の地球温暖化防止の取組と今後の展開

東京都環境局　地球環境エネルギー部中小規模事業所対策担当課長　宮田博之氏から、ご講演いただいた。パワーポイントの資料は全部で 52 ページであった。

最初に、東京都の下水道は時間雨量 50 ミリ対応なのに、今年夏の九州では時間 120 ミリ以上も降った、温暖化すると水蒸気が増えこのような豪雨となり社会リスクが高まるとの話があった。

⑴ 気候変動問題に対する東京都の方針

2017 年 11 月に小池知事が 2020 年に向けた実行プランを策定した。ここではスマートエネルギー都市の実現、

宮田 氏

経済成長と省エネルギーの両立（デカップリング）を実現するとしている。

⑵ 東京都の地球温暖化対策

2015 年 11 ～ 12 月の合意で生まれたパリ協定で世界共通の長期目標として２℃目標が設定された。日本では平成 28 年 5 月の閣議決定で温室効果ガス排出量を日本全体として 2030 年度に 2013 年度比で 26%削減することとした。

東京都では、世界の各都市に、温暖化防止に関する都の制度を紹介するなどして国際協力を進めている。

環境確保条例で、大規模事業所（対象約 1300 事業所）にはキャップ＆トレード制度により排出削減義務を課している、中小規模事業所（対象約 66 万事業所）のうちエネルギー使用量の多い事業所には地球温暖化対策の報告を義務付けている、その他建築物環境計画書制度、マンション環境性能表示制度などを定めている。

全産廃連の低炭素社会実行計画の第１カテゴリーの企業では、地球温暖化対策報告書の活用が有効である。なぜなら、この報告書を提出すると、都により公表される、データを分析し他

社と比較できるデータ等有益な情報がフィードバックされる、CO_2 排出量や実施対策を表示したＰＲシート（都のマーク付き）を得意先等にアピールできる、省エネ促進税制で事業税が減免される、設備改修費用の一部助成の対象になる、取組事例等の発表セミナーに参加できる、からである。地球温暖化対策報告書は、任意の提出も可能である。

当協会会員企業の 40 社以上が報告書制度に参加している。提出する書類は数ページで済むのでぜひ参加してほしい。

⑶ 中小規模事業所向けの支援事業

無料省エネ診断は、申込書をＦＡＸで送るだけで利用でき、診断報告書が後日送られてくる、再度の訪問も可、受診企業で大臣表彰を受けた企業もある。診断を受けた事業所は未受診事業所の２倍の CO_2 削減効果がある。無料省エネ診断を利用してほしい。

業界団体が実施する省エネ研修会へ専門家講師を無料で派遣できる、内容は相談に応じることが可、省エネ対策テキストを無料で提供できる、メーカーのショールームを見学するメニューも可。都に登録している省エネコンサル等民間会社 87 社を紹介できる。本日の勉強会より踏み込んだ対策を説明できるので、省エネ研修会を企画してほしい。

業種別省エネテキストを作成している。リサイクル事業編があるが、今後、当協会と連携して、データを収集したり、アンケートを取ったり、意見交換したりして、産業廃棄物処理業界向けを作成していきたい。

映像コンテンツ、省エネアニメも作成している。YouTube（ユーチューブ）で５分程度で見ることができるので、朝礼など従業員教育で使ってみてほしい。

まとめると、省エネとは、エネルギーの使い方をよく見る、賢く使うこと。投資効果を知るためにも計測・計量が必要。賢いエネルギー使用としてインバータの活用や改修時に適正容量に変えることが有効。エネルギー管理組織として省エネ推進委員会をつくり、全員参加、従業員教育、外部専門家の助言、同業他社との意見交換を進めることが良い。

4　東京都の自動車環境対策

東京都環境局　環境改善部自動車環境課課長代理　斧澤勝治氏から、ご講演いただいた。パワーポイントの資料は全部で 17 ページであった。

平成 28 年３月に策定した「東京都環境基本計画」では、運輸部門の温室効果ガス排出量を 2030 年までに 2000 年比で 60％程度削減する、次世代自動車（ＦＣＶ、ＥＶ、ＰＨＶ、ＨＶ）の普及割合を 2030 年では乗用車で８割以上、貨物車で１割以上に高めるとしている。

環境確保条例では、低公害低燃費車の利用を、自動車を使用する方や商品を受け取る方、荷主等に求めている、自動車の販売者には燃費等の環境情報を書面で説明するよう義務付けている、30 台以上自動車を使用する事業者に自動車使用の合理化措置を記載した環境管理計画書の作成と実績報告を義務付けている、200 台以上車を使用する事業者には特定低公害低燃費車を換算値で 15％以上導入する義務を課している。

環境性能の高い自動車の普及支援として、燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッドトラック（青ナンバーに限る）、ハイブリッド塵芥車（中小企業の産廃エキスパート・産廃プロフェッショナルに限る）、ＣＮＧ車に対する補助制度がある。中小企業者を対象として融資あっせん制度もある。現在融資利率は 1.00％と低率で、利子補給、保証料補助もあるので、活用してほしい。

エコドライブの推進として、講習会を開催している。アイドリングストップをする義務、20 台以上の駐車場の設置者にはアイドリングストップの周知を義務付けている。各社で研修や朝礼で周知するとともに、鍵ロープの使用などを進めてほしい。

5　閉会あいさつ

中間処理員会委員長の碩孝光氏からの「台風被害の増加、海面上昇による島の水没も懸念される。今回を機会に CO_2 削減に取り組んでほしい。また、今回のように収集運搬委員会と中間処理委員会合同で企画してほしいことがあったら、アンケートに記載してほしい。」とのあいさつで勉強会を終了した。

なお、当日の司会進行は、中間処理委員会副委員長の二木玲子氏が担当した。

（専務理事　木村 尊彦）

斧澤 氏

碩 氏

二木 氏

会場

団体課題別人材力支援事業「定着・育成支援集合研修」

「関係法令等を踏まえた営業業務スキルアップ研修」取材報告

平成 27 年度実施の「処遇改善事業」では、職種を問わず全ての従業員が自信をもって営業展開できる業務スキル（従業員全てが営業マン）を身につけるための「廃棄物処理法等業界コンプライアンス研修」や「従業員マインドアップ研修」、「中型・大型免許取得支援」など、16の支援事業が大変好評のうちに終了した。

平成 28 ～ 29 年度は、前年度の成果等を踏まえ、「採用支援」、「資格取得支援」、「従業員育成・定着率向上に向けた各種研修」、「雇用環境整備（事業承継）」の4つの事業を推進し、産業廃棄物業界の抱える課題解決に努めている。

このうち、「採用支援」と集合研修の一つである「関係法令等を踏まえた営業業務スキルアップ研修」、「雇用環境整備研修（事業承継）」については、外部資源の活用に頼ることなく、当協会会員企業及び関係者の皆様の力を借りて実施している。

採用支援の「企業合同説明会・面接会」は、青年部部員・女性部部員で組織する採用支援ＰＴにおいて、「産業廃棄物業界の魅力、業界が期待する人材」のテーマのもとで、「合同説明会・面接会」と大学や専門学校に出向いての「出前講座」をお願いしている。

本稿では、従業員育成・定着に向けた「きちんと伝えるコミュニケーション研修」や「仕事に役立つモチベーションアップ研修」など6つの集合研修のうち、当協会法制度検討委員会の篠原委員長（㈱五十嵐商会 代表取締役常務）にお願いしている「関係法令等を踏まえた営業業務スキルアップ研修」が去る 9 月 19 日㈫に開催されたので、当日の研修内容の概要を筆者なりに振り返る。本研修は、前回も篠原委員長にお願いし好評のうちに終了した 27 年度実施の「廃棄物処理法等業界コンプライアンス研修（6 回開催）」をさらにブラッシュアップしての開催となった。

冒頭、講師から、「いきなりの質問ですが・・・今日の研修のテーマとなっている営業業務スキルですが、これからの時代に必要な最高の営業のスキルって何でしょう？」との投げかけがあり、受講者一人ひとりとのやり取りが始まった。受講生からは、対人能力、営業知識、コミュニケーションなどの意見が出されたが、講師からは、「いずれも重要なスキルだが、こうした高度のスキルを持っていても、○○さんと指名されなければ宝の持ち腐れになる。」では、「どういう人が指名されるのか？」と質問が続き、講師はおもむろにスーツの内ポケットから万年筆を取出し「このペンを私に売って下さい」と一人ひとりにペンを渡し演習が始まった。この演習は 2013 年に公開された実在の株式ブローカー、ジョーダン・ベルフォートの回想録を映画化した実録ドラマ「ウルフ・オブ・ウォールストリート」の一場面で、この映画での回答は、ここでは伏せておくが「指名させる力」とは、①専門性、②コミュニケーション力、③お客様に必要性を認識させる力、が必要で、今回はみなさんが営業のプロとしてお客様から指名されるためのヒントを同じ業界の仲間として提供していくので、皆さんの営業ツールとして自分の引き出しに入れて活用していただきたいとの前置きがあった。

講師の篠原氏

研修会場

こうした 20 分にも及ぶアイスブレークの後、配布された資料に従って研修は、**1 産業廃棄物業界を取り巻く環境、2 排出事業者との交渉に必要な法的知識、3 産廃業界のコスト構造、4 営業力を高める**、の順で進められた。講義は、休憩を入れて 3 時間 30 分に及んだ。まさに業界の現場の実態を惜しみなく開示した内容で、受講者からも同業の方の熱い話で、これからの仕事に役立つとの感想が多かった。以下、筆者の印象に残った点を中心に報告する。

■1　業界を取巻く環境及び実態を踏まえ、意識改革を実践していく

当業界を取り巻く環境変化では、まず、「市場環境」の変化がある。排出事業者による厳格な業者選定や廃棄物関連法令もよく知らないコンサルタントの参入が進行しており、その結果、処理業者にとっては、過当な価格競争やこれまで以上の法令遵守、同業他社とのサービス面での差別化が迫られている。次に、法規制強化の影響では、行政処分リスクの増や適正処理のための管理コストの増、これまで以上の資源循環の推進に係る顧客への積極的な提案が避けられなくなってきている。三番目に、社会環境面では、今後、全体として廃棄物が減少していくとは言え、資源循環の気運が高まる中、より一層の処理の高度化の推進が求められている。我々は、こうした「環境」の変化をいち早く捉え、これまでの営業戦略を早急に見直し、処理業者として生き残るため、さらに営業力を強化していくことが喫緊の課題となっている。

ここで、当業界に関わる数字を整理しておく。環境省報道発表（平成 25 年 3 月 25 日）によると、全国規模での産業廃棄物処理業の市場規模は年間約 5 兆円。産業廃棄物処理業のみの 1 事業者平均売上は約 1 億 3 千万円。産業廃棄物処理業以外を含めた総事業の 1 事業者平均売上は約 11 億 9 千万円、従業員数では、産業廃棄物処理業のみが 10 人、産業廃棄物処理業を含めた総事業が 43.9 人、となっている。

こうした中、人口減少と企業の海外現地生産比率の増などに伴い、国内の産業廃棄物の発生量は暫減傾向にあり、近い将来、大手産業廃棄物処理業者による事業の多角化や処理業者間の協業連携、加えて、素材産業などの産業廃棄物処理業への新たな参入が予測されることから、中小規模事業者の淘汰が一層進むことが懸念される。各処理業者の営業担当者は、処理業界の環境変化への対応だけに留まることなく、排出事業者の意識変化等も踏まえ、この際、明確に意識を変えていかなければならない。

排出事業者の意識変化

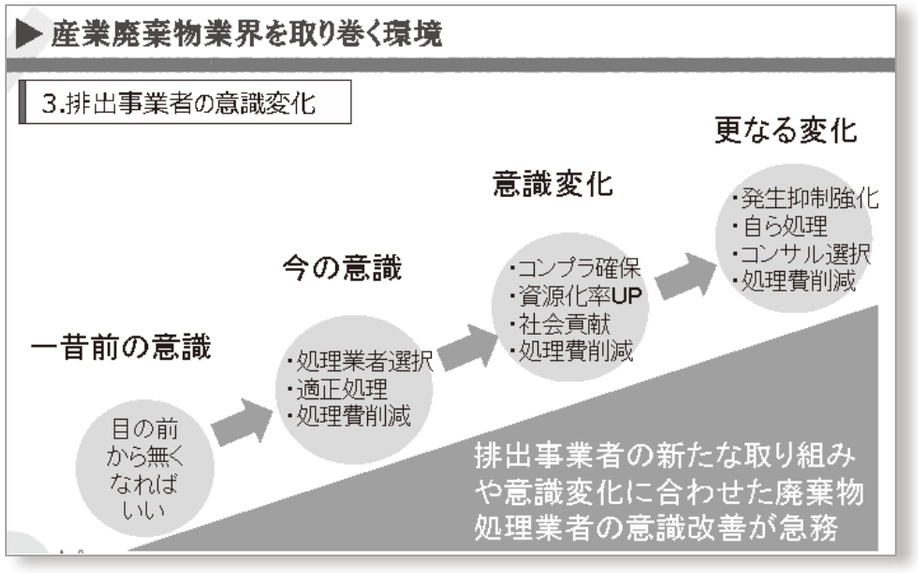

これからの営業担当者は、社会や排出事業者の意識変化を逆に「ビッグビジネスチャンス」と捉え、適正処理の確保、環境負荷の低減、高度循環型社会への貢献、低炭素化への対応、新ビジネスモデルの開発、信頼性の確保に腐心していかなければならない。変化を嫌い、現状を前提にしたビジネス展開はもう限界にきている。最悪の場合、不適正処理、排出事業者からの信用失墜につながりかねない。営業担当者には、まさに、意識改革を「やり抜く力」が求められている。

意識改革を「やり抜く力」

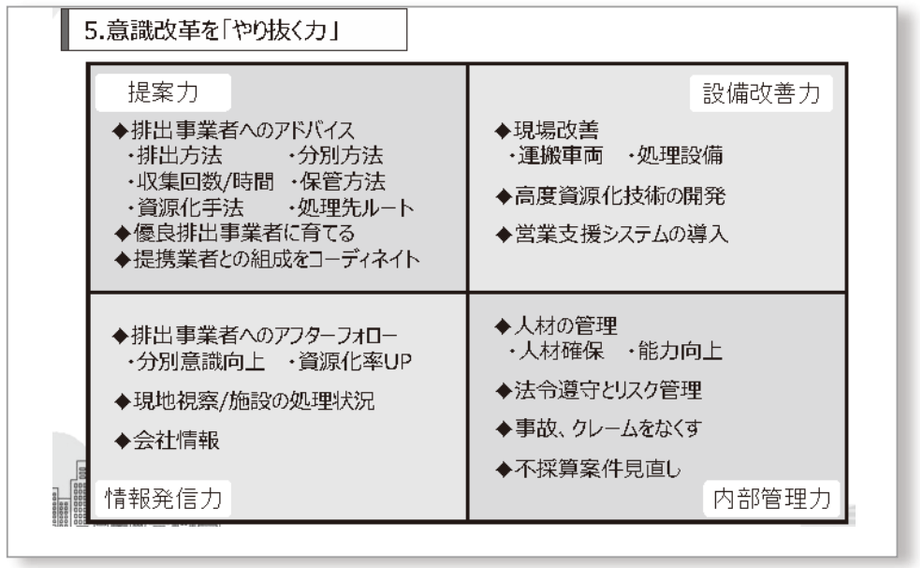

■2　営業担当者の持つ法的知識は排出事業者との交渉を成功させ、自社のマーケットを拡大する

営業担当者にとっては、排出事業者との交渉に必要な廃棄物処理法に係る知識として、法第３条（事業者の責務）から第 11 条第１項、第２項、第５項、第６項、第７項は、基本中の基本となる。営業担当者の力量として最低限コミットしなければならないものとして、例を挙げると、排出事業者に、①再生利用の状況も含めて最終処分が終了するまでの一連の処理の行程を確認するよう促すこと、②環境報告書などにおいて、処理状況について適切に把握していることの公表を促していくこと、③マニフェストの虚偽記載等を行ったものが規定に基づく措置命令の対象となりうることの周知や罰則も含めマニフェストの虚偽記載等に対する抑止力をより高めるための方策を検討させること、④適正な価格を負担せずに委託した産業廃棄物が不適正に処理された場合には、排出事業者が措置命令の対象となりうること、⑤委託する処理業者は自らの責任で決定すべきものであり、また、処理業者との委託契約に際しては、処理委託の根幹的内容（委託する廃棄物の種類・数量、委託者が受託者に支払う料金、委託契約の有効期間等）は、排出事業者と処理業者との間で決定すべきものであること、⑥本年３月 21 日環境省課長通知として出されたように、いみじくも、処理委託の根幹的内容を第三者に委ねた場合、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係が希薄になるのみならず、あっせん等を行った第三者に対する仲介料等が発生し、処理業者に適切な処理費用が支払われなくなるといった状況が生じ、委託基準違反や処理基準違反、ひいては不法投棄等の不適正処理につながる恐れがあることをきちんと伝えていくこと、などがある。こうしたことを排出事業者にきちんと伝え、理解してもらうためには、営業担当者は、「不要物と有価物」や「輸送費が売却代金を上回る場合」、「専ら物」、また、この 10 月から処理基準が追加された「水銀使用製品産業廃棄物」についても知見を有していなければならない。

また、排出事業者への措置命令や罰則規定についても、下記に示す流れ等は承知しておきたい。

自治体による一般的な対応基準

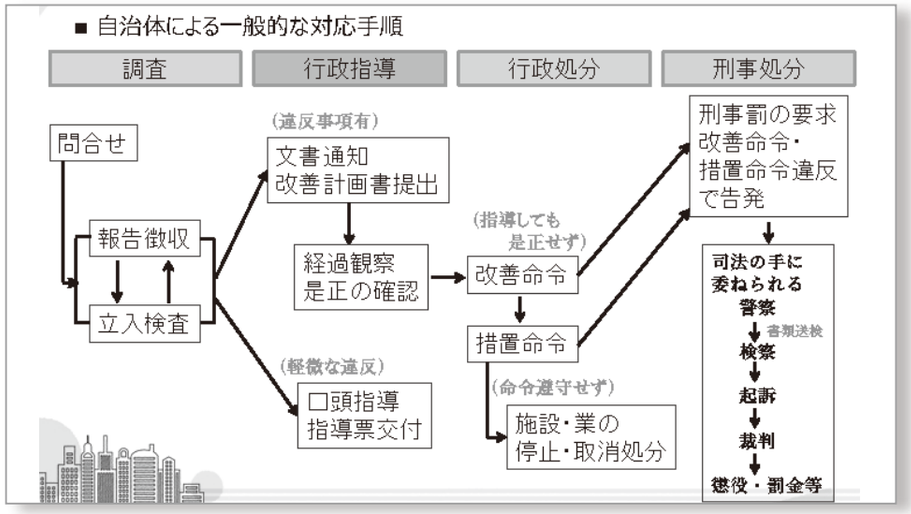

本稿の紙面の都合上、詳細説明は割愛するが、講師は、「改善命令」や「措置命令」について、その内容を時系列にわかりやすく説明するとともに、実際の行政処分に係る公表通知文や国の「行政処分の指針について（通知）」で補足説明をしながら参加者の理解推進を深めていった。また、建設廃材の無許可業者への委託、廃棄食品の不適正な横流しなど、実際に世の中を騒がせた事件について、その背景や行政による処分結果等について紹介し、こうした処分例は排出事業者にも是非情報提供してもらいたいとのことであった。

■3　産業廃棄物処理業界のコスト構造を知る

適正処理を行うためには、これに見合った適正処理コストがかかるのは言うまでもないことである。

講師は、まず、収集運搬処分費用は、「①収集運搬費」と「②処分費」、「③販売管理費（利益）」の３要素で形成される基本形を示し、順次、詳細説明に入っていった。

コストの内訳として、①は運転手（作業員）給与、車両費、車両メンテナンス・燃料費等、②は処分費、中間処理施設以降の運搬費、③はその会社の経営理念や経営方針、経営目標、管理体制等が要素となる。言うまでもないことだが、①及び②については、コストを上げ下げする変動要因が加わることになる。具体的には、1 日の収集回数（ルート / スポット）、分別精度、作業員（助手）の有無、輸送距離、積載量等が考えられる。

営業担当者としては、顧客との関係や現場の実態を把握した廃棄物の種類・量、処理の方法、処理先との関係、自社の営業方針等によって、収集運搬経費を検討することになるが、顧客との交渉においては、「価格根拠を上手に伝える」ことがとても大事になってくる。

コスト構造をもう少し詳しくみてみると、例えば、車両関係だと、減価償却費、自動車税、自動車取得税、自動車重量税、車検費用、車庫代、自賠責保険、任意保険等がコスト要因となる。人件費関係だと、給与・賃金、福利厚生費（退職一時金、見舞金、レクレーション、作業服、保護具）、法定福利費（給与・賃金の 15 ～ 18%）等がコスト要因となる。

また、昨今のコストアップ要因として、人手不足感、社会保険の未加入問題への対応、就業規則等の整備（労働時間の厳格化に伴う人件費コスト増）が挙げられる。これらの３要因は、顧客説得のキーワードとして使えることになる。

２次処分コストの上昇としては、徹底した分別によるスペック強化、焼却処理のコストアップ、処分場の搬入制限（規制強化）、二次処理先の遠隔化などが挙げられる。

以下に示す国土交通省のデータは、顧客との交渉（戦い）の材料としても使える。

国土交通省が平成 29 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価

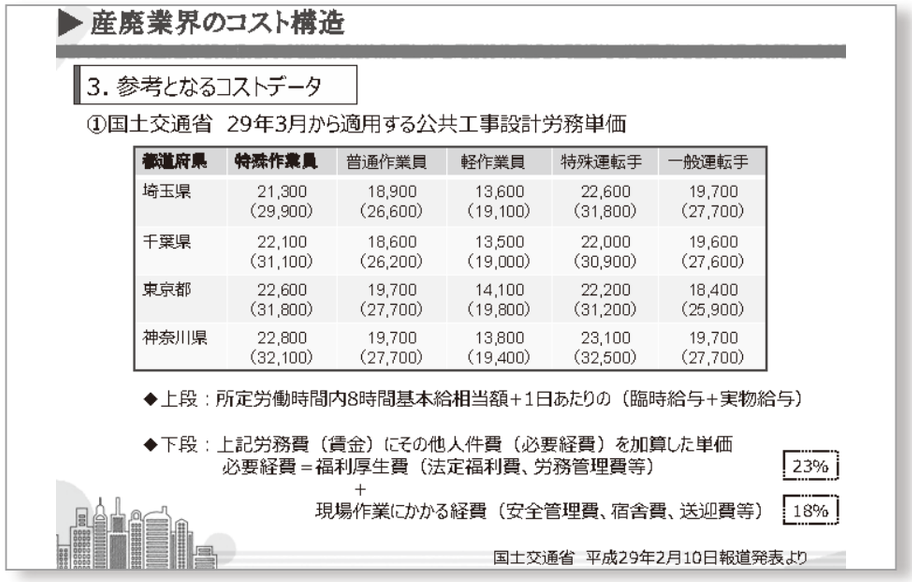

都道府県	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	特殊運転手	一般運転手
埼玉県	21,300 (29,900)	18,900 (26,600)	13,600 (19,100)	22,600 (31,800)	19,700 (27,700)
千葉県	22,100 (31,100)	18,600 (26,200)	13,500 (19,000)	22,000 (30,900)	19,600 (27,600)
東京都	22,600 (31,800)	19,700 (27,700)	14,100 (19,800)	22,200 (31,200)	18,400 (25,900)
神奈川県	22,800 (32,100)	19,700 (27,700)	13,800 (19,400)	23,100 (32,500)	19,700 (27,700)

また、下記経団連調査では、現金給与総額 570,739 円（2015 年度）の場合、福利厚生費と退職引当金に別途 167,000 円相当（29.3%）がかかるとしている。このデータも上記の表と同様、顧客との交渉（戦い）の材料としても使えることになる。

経団連 福利厚生費調査報告（26.12.9）

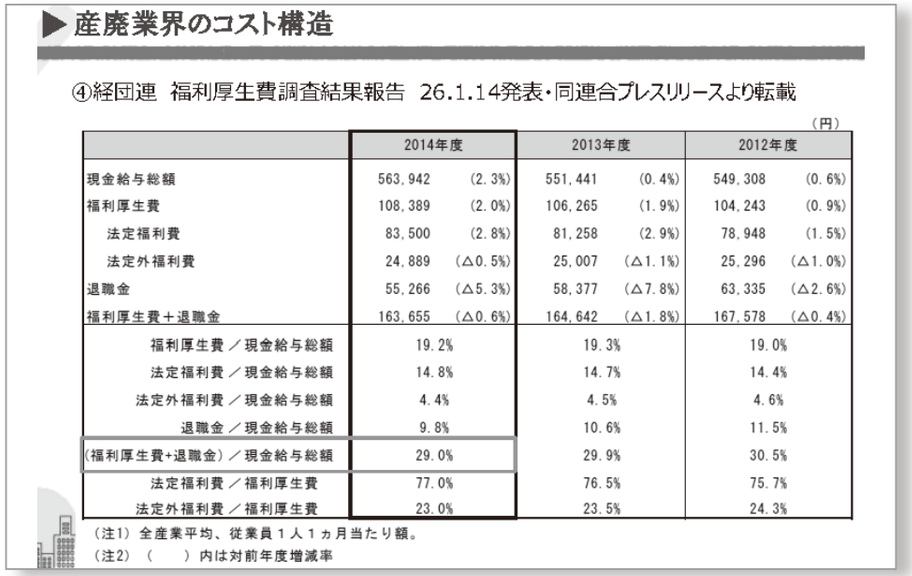

	2014年度		2013年度		2012年度	
現金給与総額	563,942	(2.3%)	551,441	(0.4%)	549,308	(0.6%)
福利厚生費	108,389	(2.0%)	106,265	(1.9%)	104,243	(0.9%)
法定福利費	83,500	(2.8%)	81,258	(2.9%)	78,948	(1.5%)
法定外福利費	24,889	(△0.5%)	25,007	(△1.1%)	25,296	(△1.0%)
退職金	55,266	(△5.3%)	58,377	(△7.8%)	63,335	(△2.6%)
福利厚生費＋退職金	163,655	(△0.6%)	164,642	(△1.8%)	167,578	(△0.4%)
福利厚生費／現金給与総額	19.2%		19.3%		19.0%	
法定福利費／現金給与総額	14.8%		14.7%		14.4%	
法定外福利費／現金給与総額	4.4%		4.5%		4.6%	
退職金／現金給与総額	9.8%		10.6%		11.5%	
（福利厚生費+退職金）／現金給与総額	29.0%		29.9%		30.5%	
法定福利費／福利厚生費	77.0%		76.5%		75.7%	
法定外福利費／福利厚生費	23.0%		23.5%		24.3%	

（注1）全産業平均、従業員１人１ヵ月当たり額。
（注2）（　　）内は対前年度増減率

■4　営業力を高める

いよいよ本研修の最終テーマである、顧客から指名される営業マンの心得についてである。

まず、講師から受講者に対し、「あなたにとって『営業』とは何ですか」との問いかけがあった。受講者からは、「利益」、「信頼」、「心」といった回答が帰ってきた。講師の答えはこうだ。「営業＝会う」、会ってこそ、とのことである。

顧客はよく言う。「うちもいろいろ苦しいので、年間 5% 減で宜しく頼むよ」、「ウチの予算は決まっているから、この価格で頼むよ」。これに対し、処理業者側では、こういうことになる。「人件費もエネルギーコストも上がっている」、「しかも量も減ってきている」、「これじゃ赤字になってしまう」。ここで「交渉」が必要になってくる。「交渉」は、利害関係が成立している状況の中で、『対話』によって、ある成果を生み出すプロセス全体を意味するものと解釈すれば、その対話によって、「関係者が満足する成果」を創出できる人が、まさに「営業力」のある人ということになる。特に、講師の次の説明に感じ入った。成果を創出できる人の要因を式で表すと、知識・技能×意思・気持＝成果ということになる。換言すると、知識・技能は「能力」、意思・気持は「心」、成果はその人の「態度」として捉えられる。態度の「態」を分解すると、「能（力）」と「心」で構成されている。しっかりしたコミュニケーションをとるためには、「態度」をよくすることが肝要となる。以下のメラビアンの法則に示すとおり、目から入る情報で、その人に対する印象は大きく左右されることになる。

<u>しっかりしたコミュニケーション</u>

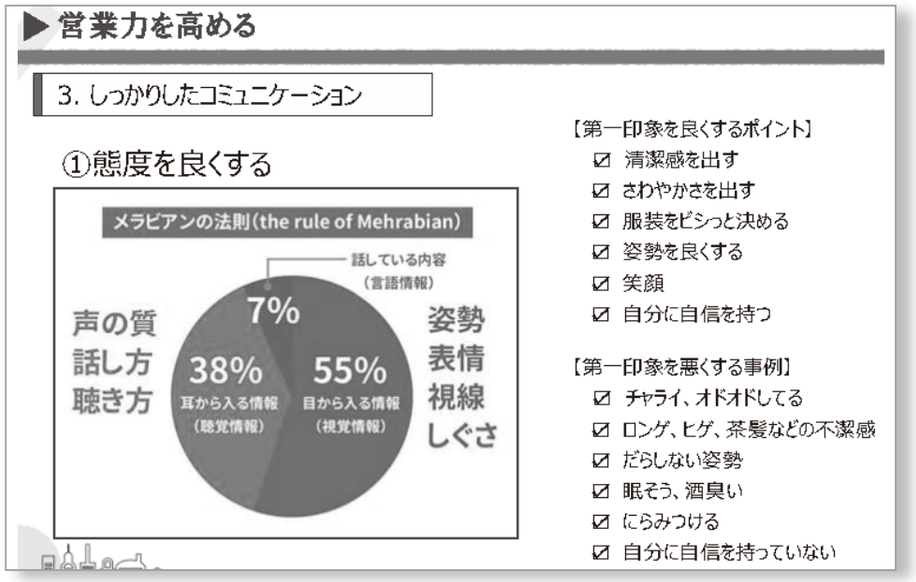

また、営業力を高めるためには、信頼を獲得することが必須となる。

<u>信頼を獲得する</u>

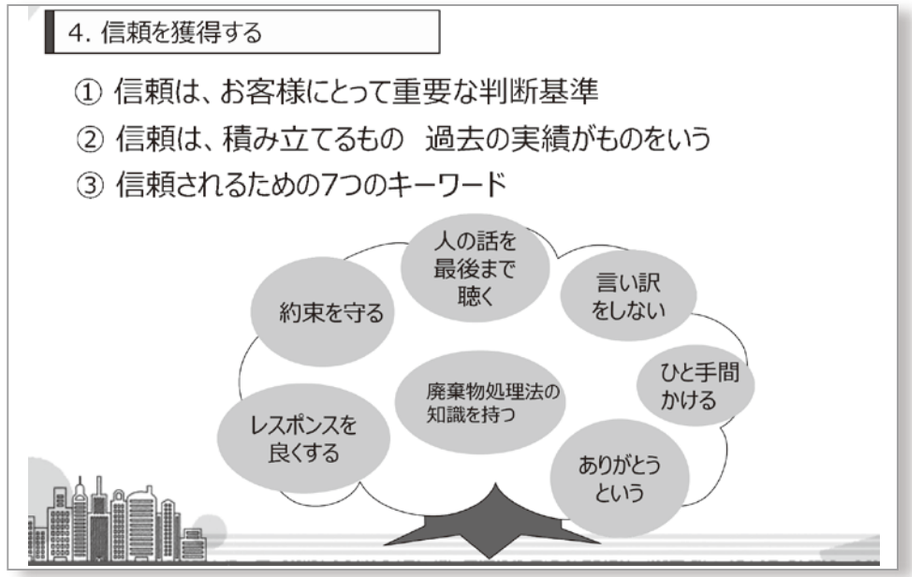

最後に、講師は、「勝ち抜く営業に必要な力」として、『やり抜く力』、『（相手と）合わせる力』、『戦う力（脳力、気力、体力）』の３つを挙げ、以下のまとめを行い、３時間 30 分に及ぶ講義を閉じた。

篠原委員長には、ご多忙にもかかわらず、本研修講師を快く引き受けていただいたことに心より感謝申し上げる次第だ。

<u>ま と め</u>

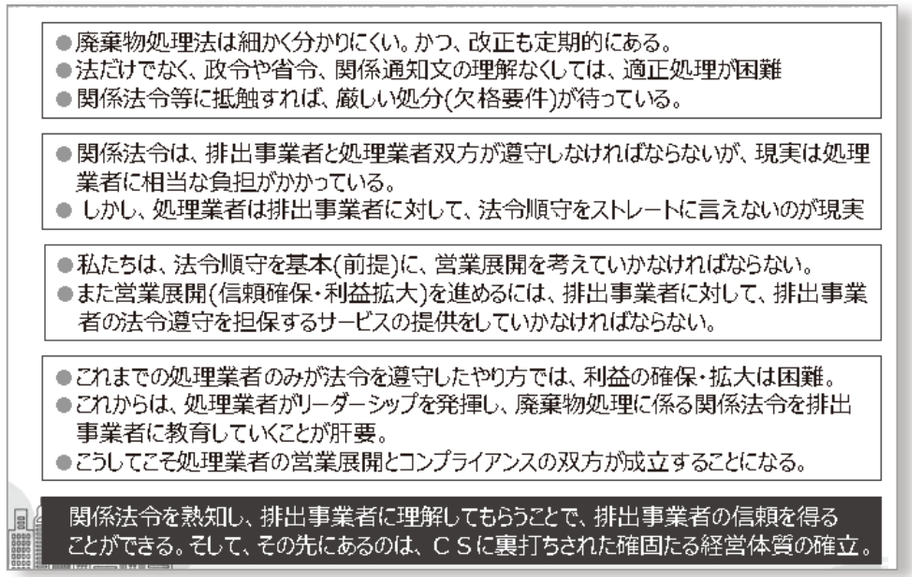

研修を受講して

今回、「採用支援」、「資格取得支援」、「従業員育成・定着率向上に向けた各種研修」、「雇用環境整備（事業承継）」の４事業を実施しているが、これらの事業の多くは、参加会員企業にとって、すぐさまに成果をもたらすものではない。しかし、近い将来必ず、参加企業の企業経営者及び従業員の皆様にとって企業力アップのアウフヘーベンにつながるものと確信する。

本研修は、これまで５回開催してきたが、来年１月に最終回を予定している。

本稿では、上手くレポートできなかったが、百聞は一見にしかずとも言う。是非、多くの方に参加をいただければと思う。

（事務局長　横手　浩次）

※本文中の図版は全て「関係法令等を踏まえた営業業務スキルアップ研修」テキストより

表紙の言葉

●今月の写真： パラ・パワーリフティング

●写 真 提 供： 日本パラ・パワーリフティング連盟（JPPF）https://jppf.jp

パラ・パワーリフティングは、下肢障がい者が対象のベンチプレス競技です。一般のベンチプレスでは、脚を床につけた姿勢でバーベルを上げるので、踏ん張る力も利用しますが、パラ・パワーリフティングの選手は、上半身の力だけで勝負します。１回の試技はわずか３秒。選手たちは、この一瞬のために長い時間をかけて己を鍛え、試技に臨みます。入場から試技開始まで２分という短い制限時間で準備を行い、いきなり実力を発揮しなければならないという大変なプレッシャーとの闘いでもあり、肉体だけでなく心の強さも求められる競技なのです。

今回、写真を提供くださったJPPFでは、より多くの方にパラ・パワーリフティングを知ってもらうために、体験会を開催するとともに「いきみ顔選手権」というユニークな催しを実施しています。ウェブサイトで公開されており、こちらも必見です。

【参考】特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟ウェブサイト
公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会「かんたん！パワーリフティングガイド」

協会の主な今後の日程

（平成29年10月1日現在）

月	日	曜日	行事予定	備考
10	4	水	法制度検討委員会　　１５：００～	協会会議室
	5	木	事業系廃棄物３Ｒの意見交換会　１４：００～１５：２０	都庁第二本庁舎
	10	火	青年部　　幹事会　１４：００～	
	11	水	広報委員会　１０：００～	協会会議室
			全産廃連；　正副会長会議　１２：００～　／　理事会　１３：３０～	全産廃連会議室
			再生砕石「東京ブランド“粋な”えこ石」都認証　プレスリリース　１５：００～	協会会議室
	12	木	中間処理委員会　「施設見学会」	熊本県
	13	金	↓	
	16	月	一都三県建設混合廃棄物意見交換会　「拡大講習会」　１４：００～	エッサム神田ホール２号館３階（内神田）
	17	火	建設廃棄物委員会　「施設見学会・勉強会」	千葉県・都内城南島
	18	水	平成２９年度 第二回「安全衛生研修会」　１４：００～	エッサム本社ビル３階（神田須田町）
	19	木	女性部　　幹事会　１３：３０～　／　勉強会　１５：００～	協会会議室
	20	金	関東地域協議会；平成２９年度第１回事務責任者会議　１５：３０～	当協会会議室
			青年部　研修会（秋合宿）「心を届ける話し方・伝え方」１５：００～	ホテルコンチネンタル府中（府中市）
	21	土	↓　～16：00	
	23	月	関東地域協議会女性部会　役員会　　９：１５～１３：００	当協会会議室
			＜協会実施＞「電子マニフェスト操作体験セミナー」１０：００～１２：００／１４：００～１６：００	ラーニングスクエア新橋（港区）
			団体課題別人材力支援事業「中間報告会」　１４：００～	外部会議室（新宿区）
	24	火	総務委員会　１４：００～　／　常任理事会　１５：００～	協会会議室
	25	水	収集運搬委員会　１４：００～	協会会議室
11	2	木	災害廃棄物検討分科会　都・区市との『災害廃棄物処理に関する意見交換会』１４：００～１６：００	協会会議室
			女性部「出前授業（採用支援事業）」９：００～１２：００	武蔵野大学（江東区）
	6	月	青年部　　幹事会　１５：００～	協会会議室
	7	火	＜協会実施＞「電子マニフェスト・導入実務研修会」　10：00～12：00	エッサム本社ビル３階（神田須田町）
			「電子マニフェスト・個別相談会」　14：00～	〃　1階
	8	水	広報委員会　１０：００～	協会会議室
			常任理事会　１３：３０～／　第３９回理事会　１４：３０～	協会会議室
	13	月	医療廃棄物委員会　１５：００～	協会会議室
	14	火	収集運搬委員会　「収運業務の改善セミナー」　１４：００～	エッサム本社ビル３階（神田須田町）
	16	木	女性部　　幹事会　１５：００～	協会会議室
	17	金	「e-Lady21のつどい」（高知）　１１：００～１３：００	三翠園
			第１６回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」　１３：３０～＊高知県	三翠園
	20	月	＜協会実施＞「第一回 産業廃棄物処理実務者研修会」１４：００～１６：００	フォーラムミカサエコ（内神田）
	21	火	中間処理委員会＝破砕・圧縮分科会　「施設見学会」　１４：００～	都内京浜島・城南島
	24	金	第５９回「関東地域協議会」＊栃木県　会長会議１２：００～／協議会１４：００～／懇親会１７：００～	宇都宮東武ホテルグランデ
	28	火	新入会員との懇談会　１１：００～／　常任理事会　１３：００～	協会会議室
	29	水	建設廃棄物委員会　１５：００～	協会会議室

日帰り施設見学会を開催

～アルフォ（城南島第２飼料化センター）・成友興業（城南島第二工場）～

平成 29 年 9 月 8 日㈮、多摩支部の施設見学会と親睦会が行われた。

施設見学先は、国の進める都市再生プロジェクトの一環として首都圏の廃棄物問題解決に向け、新たな廃棄物・リサイクル施設を整備する「スーパーエコタウン事業」の東京都臨海部（大田区城南島）で２回目の事業選定を受け、最新鋭の設備で事業を展開する株式会社アルフォ（城南島第２飼料化センター）と成友興業株式会社（城南島第二工場）である。

東京スカイツリーにて記念撮影

当日は貸切バスにて午前 11 時 30 分に立川を出発し、赤石支部長の挨拶に始まり総勢 31 名での挙行となった。一行は車中で昼食をとった後、午後 1 時に最初の見学先である㈱アルフォに到着した。

現場見学に先立ち㈱アルフォ城南島第２飼料化センターについて、施設の特徴や処理工程等について説明をしていただいた。当センターは城南島第 1 飼料化センター同様に、首都圏から集められた食品廃棄物を受入れ、廃食用油と混合し油温減圧脱水乾燥装置の中で蒸気による間接過熱を加える。約 90 分で食品廃棄物に含まれる約 80% の水分を蒸発乾燥させた後、廃食用油を脱油、不純物を除去することにより食品廃棄物が養鶏・養豚用の配合飼料原料に生まれ変わる。㈱アルフォで作り出される飼料は「アルフォミール」

アルフォにて

成友興業にて

と呼ばれ、配合飼料の原料となる単体飼料となる。飼料安全法に基づいて農林水産大臣が指定した公定飼料の中の食品副産物にあたり、配合飼料の配合割合はトウモロコシを主体とした穀類が半分以上で、その他に含まれる食品副産物は全体のわずか 3% 程度との事であった。第２飼料化センターでは液体状の廃棄物を利用したバイオガス発電も行い、環境対策として臭気、水、大気、振動・騒音への環境保全にも配慮を行っていた。

次に、隣接する成友興業㈱城南島第二工場を訪問し、当協会常任理事でもある細沼社長にお出迎えをいただいた。先程と同様に現場見学に先立ち、担当者より施設概要の説明を受け、最後は細沼社長から今後の展開や第二工場への熱い想いをうかがうことができた。

第二工場の最新技術の特長として、日本には類を見ない最先端の技術を集結させた高度洗浄リサイクル施設を整備。地域のインフラ整備、建築工事の基礎杭、シールド工事に伴って発生する建設汚泥などに加え「埋設廃棄物の洗浄・リサイクル」を実施している。高度洗浄処理施設は、かつて日本で発展した資源回収における選鉱技術を基礎とした上で最新の処理装置を導入し、対象土壌の物理・化学特性の把握による適切な処理工程の選択、シルトデハイダ（特許出願中）、マイクロバブルによる洗浄等、最新の技術で世界に誇れる処理システムとなっている。

東京都のスーパーエコタウン事業は 2020 年五輪開催決定を機に、ますます世界の注目が集まることになるだろう。今回見学させていただいた二社には、産業廃棄物処理業界発展の旗手として、今後の活躍を期待したい。

施設見学を終えた一行は東京観光を兼ねて、2011 年 11 月 17 日にギネス認定された世界一高い自立式電波塔「東京スカイツリー」に向かった。到着後は参加者全員で天望回廊（450m 地点）まで上がり、360 度の大パノラマに目を奪われた。一行は見学・買い物等を２時間ほどで済ませ、最終地の屋形船あみ達（浅草・吾妻橋乗船場）へ移動した。懇親会会場となる屋形船では有吉コミュニケーション委員長の「乾杯」を皮切りに、お台場・スカイツリー遊覧コース（２時間）を満喫し、多摩支部らしい親睦を深める和気藹藹の懇親会となった。今回の施設見学会は初めての日帰りの行程だったが、大変内容の濃い有意義な会だったと思う。

次回も多摩支部会へのご参加、心よりお待ちしております。

（丸順商事㈲　矢部 要 記）

建設廃棄物委員会（鈴木委員長）

開催日時： 平成 29 年 9 月 5 日㈫ 10 時～　**場所：** 協会会議室　**出席委員：** 9 名
議題及び内容：

①施設見学研修会及び勉強会について

見学先が決定した。午前に㈱トクヤマ・チヨダジプサム関東工場、昼食後に S.P.E.C. ㈱エコレ城南島を見学し、その後東京都の担当者を招請し勉強会を実施する。勉強会のテーマは「水銀関連（水俣条約、廃水銀、水銀使用製品産業廃棄物等）」、「解体建物の地下建物（杭を含む）の残置について」、「アスベスト（石綿）関係」を予定している。

②一都三県建設混合廃棄物意見交換会「拡大講習会」について

一都三県建設混合廃棄物意見交換会では、去る平成 29 年 8 月 22 日㈫、一都三県建設混合廃棄物委員会交換会「勉強会」を開催し、排出事業者向けの『建設廃棄物の適正処理推進の手引き』［(公社) 全国産業廃棄物連合会関東地域協議会 発行］等を活用しながら、我々処理業界を取り巻く環境を改善していくための活動について共通認識を確認するとともに、今後、排出事業者に適正処理の推進について働きかけていくことを確認した。

今回の勉強会での成果を踏まえ、10 月 16 日㈪に、行政や排出事業者、解体業者等を招いて拡大講習会を開催する。当日は、関係団体が、適正処理と適正処理コストとの密接な関係について相互理解を深めるとともに、行政による排出事業者責任のあり方についての講話を予定している。

次回開催日： 11 月 29 日㈬ 15 時～　協会会議室

青年部幹事会（石田部長）

開催日時： 平成 29 年 9 月 14 日㈭ 14 時～　**場所：** 協会会議室　**出席者：** 14 名
議題及び内容：

①青年部委員会報告

・総務委員会より、8 月の収支や年会費徴収状況について報告された。
・研修委員会より、10 月に開催予定の研修合宿について、再度出欠状況の確認があった。
・コミュニケーション委員会より、8 月の行事報告や関ブロ賀詞交歓会の日程が提案された。

②「団体課題別人材力支援事業」具体的計画について

前回の幹事会で決定した出前講座の内容確認とリハーサルを行った。

③「アースデイ東京 2018」参加不参加の決定について

アースデイ東京 2018 は不参加、その代わりに神奈川県協会の青年部と合同で清掃イベントを企画することとなった。

次回開催日： 10 月 10 日㈫ 14 時～　協会会議室

中間処理委員会（碩委員長）

開催日時： 平成 29 年 9 月 25 日㈪ 13 時～　**場所：** 外部会議室　**出席委員：** 10 名
議題及び内容：

○ 10 月の施設見学会について

10 月 12 日㈭実施の熊本県内の施設見学会について、行程の詳細を決定した。

熊本地震に伴う災害がれきの二次仮置場のほか、石坂グループの処理施設も視察することとした。

※委員会の冒頭、東京海上日動あんしんコンサルティング㈱より破砕機専用機械保険についての紹介があった。10 月に満期を迎える。中途加入、都外施設も可とのこと。当保険の特徴は、団体保険で割引、異物混入による刃の損傷を年 3 回まで補償、産廃エキスパート等の優良処理業者は割引適用あり。

次回開催日： 2 月 23 日㈮ 15 時～　協会会議室

安全衛生推進委員会（伊藤委員長）

開催日時： 平成 29 年 9 月 28 日㈭ 15 時～　**場所：** 協会会議室　**出席委員：** 7 名
議題及び内容：

① 10 月 18 日開催の安全衛生研修会について

事務局より、応募状況の報告と、追加募集のご案内を 9 月号の機関誌に同封発送した旨の報告があった。

② 2 月の安全衛生研修会について

開催日を 2 月 15 日以降で調整し、東京労働局による研修会を開催することとなった。

③安全衛生表彰の基準・提出書類の改定について

顕彰及び表彰規程の別表に、「労働災害による死傷者数」についての説明を追加する旨決定した。また、活動報告書に労働時間の課題についての行動を記載する欄を新しく追加することが決定した。

④非会員向け労働安全衛生事業について

全国産業廃棄物連合会より、労働災害防止計画について、会員・非会員を問わず全ての産業廃棄物処理業者に対して周知するよう要請があったことに伴い、非会員向けの取組として、当協会の労働災害防止計画と当協会の入会案内パンフレット等をセットにして郵送することとなった。

次回開催日： 10 月 18 日㈬　安全衛生研修会終了後

協会活動への支援

常任理事

細　沼　順　人

仲秋の候、東京都産業廃棄物協会会員の皆様におかれましては、ますますご発展のこととお慶び申し上げます。

昨年５月に常任理事を拝命いたしました。このたびの寄稿にあたりまして、私が当協会で取り組ませていただいております活動について述べさせていただきます。

建設リサイクル法によって、コンクリート塊の９割以上が再資源化され路盤材や埋戻し材として利用されているのは周知の通りですが、公共工事では道路の予防保全管理を進める中で路盤補修の必要性が低下し、道路用路盤材の需要が減少しています。一方で、高度経済成長期に建設されたビルの建替え、社会資本の老朽化に伴う都市更新などにより、コンクリート塊の発生量は年々増加し、特に首都圏では需要ギャップが今後さらに加速していくことが予測されます。

そこで当協会と（一社）東京建設業協会、（一社）東京建物解体協会の３団体は東京都の各局の担当者と協議し、従来の路盤材以外での利用用途の拡大を目標に、使って安全・安心な高品質再生砕石「東京ブランド“粋（いき）な”えこ石」の品質基準を策定いたしました。これは、1）従前は定められていなかったが、設定可能なものは数値目標を定め、これまで以上の品質を実現する。2）品質のばらつきやリスクを回避しやすくなる性能については情報開示を行う。3）これまで以上に体系的に品質管理を実施するための自主ルールを定める。という３つの考え方に基づいています。大切なのは資源循環推進の為に、利害関係を乗り越え、建設業界、解体業界、処理業界が連携し、品質のばらつきやそれに起因する原因や問題を全員で共有することです。

この取組の成果で今年の４月以降東京都土木材料仕様書に路盤材以外の再生砕石の規格が明記され設計に組まれ、また現在「東京ブランド“粋（いき）な”えこ石」の品質基準認証を東京都に申請中で、まもなく承認される予定です。３団体で策定した品質基準が東京都のお墨付きを得ることで、民間にも普及しやすくなると考えています。

それに合わせて実際にその基準通りの製品が製造できるプラントには公的機関の施設認証も行われます。ただこれは都内の施設に限られ、実際には都内のコンクリート塊は神奈川県・埼玉県・千葉県など一都三県で処理されているのが現状でありますので、今後も３団体並びに一都三県の処理業界の方々と共に、持続可能な都市更新の担い手として東京都産業廃棄物協会が中心となり活動を続けていきたいと思います。

理　　事

森　　雅　裕

今般、「協会活動への支援」という題目で寄稿の機会を頂きました事に感謝致します。

業界を取り巻く環境の変化は、複雑化してきていると実感しております。CSRとしてはSDGs（持続可能な開発目標）など新たな世界の共有目標への対応。業界の足元では、廃棄物の質・量の変化や、国内外の資源市況、処理費の変動。企業経営としては、労務管理や採用の環境変化など、混迷を極めています。一方で、従来からの公衆衛生や環境保全、安全衛生などの根の深い課題も、まだまだ手放しでは無くなる事はなさそうです。その中で、東京都産業廃棄物協会の活動は、広報事業、研修事業、調査事業、会員交流事業など、年々活発となっており、ひとえに、会員の皆様から多くのご支援を頂いている御陰と深く感謝致しております。

私事ですが、協会活動への支援と致しましては、広報委員会、多摩支部、中間処理委員会、収集運搬委員会、法制度検討委員会のお手伝いをさせて頂いております。

各委員会で、様々な課題への対応が進められる中、私が優先されるべき課題と考えている事は、安全と遵法の対応として「異物混入等による事故への対策」です。協会会員の皆様にとっても、大きく関わっているのではないでしょうか。廃棄物の本質的問題点として、回収物や搬入物の保証がなされづらい点が在ります。その結果、予期せぬ廃棄物が原因となる事故やトラブルが発生しています。中間処理委員会のアンケート結果からも「異物混入」や「廃棄物情報不足」、「荷姿」への対策に各社困っています。排出事業者向け注意喚起のパンフレットを配布致しましたが、その効果は当初の期待より低い状況です。労働環境改善、安全衛生のために、皆様からの現場の声は不可欠で、引き続きさまざまなご提言を賜りますようお願い申し上げます。

紙面を借りて、青年部のＰＲもさせてください。青年部は、同じ時代に、同じ東京の地で、同じ業界の仕事をしている者同士の集まりです。将来を担う世代として、これから先もその事は同じで、狭い業界とは言え、会社の繋がり以前に、「人の繋がり」が基礎となり、業界への支援にも厚みが増していると感じています。

東京都産業廃棄物協会は、多種多様な分野の企業で構成され、環境保全、資源循環等を推進する専門家の集合体となっております。皆様のご意見を参考にさせていただき、今後の活動に活かしてまいりたいと存じますので、引き続きのご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

会員企業紹介

東京ボード工業 株式会社
リサイクリングで地球環境の未来を創る

https://www.t-b-i.co.jp

東京ボード工業㈱（本社：東京都江東区）は、昭和 22 年創業の山陰ベニヤ工業㈱（存続会社は後の大日本ベニア工業㈱）と、江東プライウッド㈱など合板製造４社が合併し、昭和 58 年に誕生しました。現在は江東区新木場を拠点に、産業廃棄物及び一般廃棄物の中間処理業、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用した合板の製造販売、廃木材 100% を原料とするパーティクルボード「E・V・A ボード ®」および単板張りパーティクルボード「パワーウッドボード ®」等の製造販売を手がける、首都圏で唯一のリサイクルボード工場です。今回は、井上 弘之社長に新木場リサイクリング工場をご案内いただき、話をうかがいました。また、河相 英介氏（リサイクル部リーダー）、泉 達郎氏（RC 部課長代理）をはじめ、本社および工場の皆さまにもご協力いただきました。　（取材　塩沢 美樹）

◆貴社の概要についてお聞かせください。

東京ボードグループは、東京ボード工業㈱を中心に、リサイクル関係４社と、商業施設の開発・運営を行う１社の計５社で構成されています。

「リサイクリングで地球環境の未来を創る」という理念に基づき、日本において CO_2 の排出量が３番目に多い物流分野に着目し、製品配送の帰り便で廃木材を回収するシステムを構築しました。これにより、廃木材の収集運搬・中間処理・製品製造・配送を一貫してグループ内で行うことが可能となっています。

◆「リサイクリング」とは？

当社の経営理念である「リサイクリング」とは、Recycle（リサイクル）と現在進行形を表す英語の「ing」、資源循環の輪を表す「ring」をかけ合わせて、私どもが作った言葉です。樹木は大気中から CO_2 を吸収しながら成長します。成長が止まり、伐採された後も、木材として使用される限り、CO_2 を内部に固定し続けているのです。ですから、伐採した樹木は、まず住宅部材などに使用し、住宅が老朽化したら、解体して廃木材を当社に持ち込んでいただき、パーティクルボードに再生させて再び住宅部材として使用します。

これを繰り返すことで、樹木は半永久的に再生が可能であり、この循環の輪が回転し続けるほど、伐採されずにすんだ樹木が CO_2 を吸収し成長することで、大気中の CO_2 を減らしていくことになります。これが「リサイクリング」であり、地球環境の「保全」に留まらず「改善」することに繋がると考えています。

当社は平成 16 年に「タイプⅢ環境ラベル（EPD 認証）」を日本で 4 番目に取得しました。これは、製品やサービスのライフサイクル全体における環境負荷を開示する義務と努力が求められる ISO の規格のひとつで、データの信頼性は独立した第三者機関において認証されます。また、当社の主力製品である「E・V・A ボード ®」「パワーウッドボード ®」は、環境に配慮した木材製品が製造・流通していることを証明する「PEFC ― CoC」製品の認証を受けております。

◆製品について教えてください。

パーティクルボードとは、木材の削片や砕片を接着剤で加圧成型した板材です。かつては新木場界隈の合板工場や製材所から発生する副産物を原材料に使用していましたが、「木質廃棄物をマテリアルリサイクルすることを第一に優先すべきではないか」との発想に至りました。しかし、廃棄物ですから、異物の混入・接着不良・品質の不安定など、当初は様々な問題がありました。これらをすべて解決し、平成 4 年に日本で初めて木質廃棄物をほぼ 100%原材料とした「E・V・A ボード ®」の生産に成功しました。

また平成 22 年には、パーティクルボードの表面に南洋材や針葉樹の単板を貼った新しいエコ建材「パワーウッドボード ®」、シックハウス症候群の原因の一つであるホルムアルデヒドを含まない接着剤を使用したノンホル合板の製造販売も開始しました。

◆今後についてお聞かせください。

新木場工場では、廃木材と廃プラスティック由来の新製品「ＷＰＣ（ウッドプラスティックコンポジット）」の製造を開始しており、今年 10 月には、千葉県佐倉市に、月間生産量１万トンのパーティクルボード製造第二工場が本格稼動します。当社は今後もリサイクル木材製品の開発・製造を進め、廃木材に永遠の命を与えるトータルリサイクルカンパニーとして、地球環境の改善に資する、付加価値の高い商品を生み出してまいります。

◆どうもありがとうございました。

同社製作の「環境戦士」T シャツ姿で
井上社長

丁寧な分別により作られる木材チップ

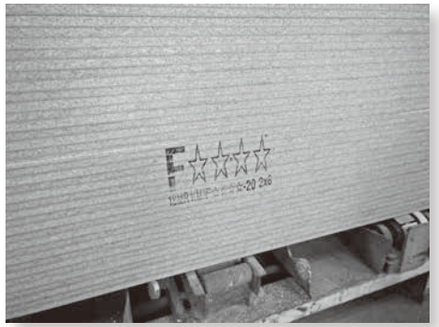

ノンホル合板に押されたＦ☆☆☆☆（フォースター）
ホルムアルデヒド放散量が最も低いことを表すマーク

新木場リサイクリング工場

会 社 概 要

❖設　　立	昭和 22 年	❖代 表 者	代表取締役社長 井上 弘之
❖資 本 金	22,100 万円		
❖本社	東京都江東区新木場２－ 11 － 1		tel 03-3522-4138
❖新木場リサイクリング工場	東京都江東区新木場２－ 12 － 5		tel 03-3522-1522
❖合板・加工工場	東京都江東区新木場２－ 12 － 3		tel 03-3522-4158
❖埼玉工場	埼玉県八潮市浮塚 100 番地		tel 048-996-4541

法律相談

弁護士
芝田麻里

破砕機の購入と検収前の滅失

Q　私は産業廃棄物の収集運搬と中間処理を行っている会社（X 社）を経営しています。先ごろ、Y 社より破砕機を購入し、検収のための試運転を予定していたところ、検収前に施設に火災が発生し、破砕機も焼損してしまいました。破砕機の値段は約 6000 万円です。破砕機は当社の業務上必要なものです。検収がまだだったことから新品に交換してもらうことはできないのでしょうか。新品に交換してもらうことは無理だとしても、新品に交換するにあたって減額をしていただくことはできないのでしょうか。

新品を同額で買うとすると、当社にとって最初に購入した破砕機については一度も使用しないまま焼損したことになり、6000 万円の損失です。新品を減額なく購入したとするとさらに 6000 万円を要することとなり、1 億 2000 万円の出費となります。なんとかならないでしょうか。

1　X 社は新品の破砕機に交換をしてもらえるか

この点、X 社が購入した破砕機の検収前に焼損したことをもって新品に交換してもらう権利があるか、ということになります。これは法的にいえば「危険負担」の問題、ということになります。

⑴ 危険負担とは何か

「危険負担」とは聞きなれない言葉だと思います。「危険負担」とは、「売主と買主どちらにも責任がないにも関わらず、購入した目的物（本件の場合は破砕機）が滅失した場合（壊れたりなくなったりした場合）にその滅失のリスク（危険）を誰が負担するか」という問題にあたり、そのリスクの負担を「危険負担」といいます。

すなわち、目的物が滅失してしまった場合、売主か買主のどちらかに帰責性（過失によって壊してしまったなど）があるのが通常です。この場合には、「債務不履行」として損害賠償の問題となります。しかし、地震やもらい火、原因不明の火災等によって、どちらに滅失の責任があるか不明の場合、あるいはどちらにも責任がない場合には、誰かがその滅失について負担をすることになります。これをたとえば、売主買主双方で負担する（折半する）ということになれば、売主と買主の双方がリスク（危険）を負担するということになります。

⑵ 売買に関する危険負担の民法上のルール（債権者主義）

この点、日本の法律は、売買契約等の危険負担について下記のようにルールを定めています。

> **民法　第 534 条（債権者の危険負担）**
> 1　特定物に関する物権の設定又は移転を双務契約の目的とした場合において、その物が債務者の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、その滅失又は損傷は、債権者の負担に帰する。
> 2　不特定物に関する契約については、第四百一条第二項の規定によりその物が確定した時から、前項の規定を適用する。

廃棄物処理法に負けず劣らず分かりにくい規定ですが、規定されていることは以下のようなことです。

売買の目的物が売主（＝目的物の引渡の義務を負っている者＝引渡についての債務者）の責任がない原因によって滅失又は損傷したときは、その滅失又は損傷のリスクは買主（引渡請求権を有する者＝債権者）が負担する。これを債権者がリスクを負担するので「債権者主義」といいます。

例えば、自動車の売買契約が行われた場合を例に考えてみます。自動車販売店は買主に対して自動車の引渡義務を負っています。売買契約後、買主に対して引き渡す前に、販売店の倉庫に保管していたところ、地震によって倉庫が崩れ自動車が損傷してしまった場合、買主（自動車の引渡にかかる債権者）は自動車の売買代金支払義務を免れないことになります（＝債権者主義）。

これは、売買の目的物の所有権を取得した者は、転売することによって利益を得ることができるのであるから、所有権を取得した後に損失が生じた場合も損失を負担するべきであるとする考え方などを根拠としています。

もっとも、「売買の目的物が滅失したら売買代金支払義務も滅失する」、すなわち、「売買の目的物引渡義務が消滅したら、売買代金支払請求権も消滅する」、と

して権利義務ともに消滅させた方が公平であるとも考えられます。また、民法の規定は当事者が合意すればこれと異なる合意をすることが可能です。

そこで、危険の移転時期（リスクを負担する時期）を所有権移転時とするのではなく、例えば引渡が行われた時点とするなど、当事者間の合意（契約）によって危険の移転時期を変更することがしばしば行われています。

2　本件の結論

本件では破砕機の滅失のリスクは売主(Y 社)と買主(X 社)のどちらが負担するでしょうか。

前述のように、売買の目的物が滅失した場合、目的物の引渡請求権を有する者＝債権者が危険を負担するのが民法上の原則です（債権者主義）。つまり、破砕機の売買契約が成立し所有権が移転した時点で、破砕機が滅失した場合の危険（リスク）も買主である X 社に移転するのが原則です。

もっとも、契約当事者間において、危険の移転時期について、「引渡があった時点に危険が移転するものとする」との合意がされていた場合にはその時点で危険が移転することになりますが、危険の移転時期について X 社と Y 社において特段の合意はありませんでした。

そこで、民法の原則どおり、破砕機の所有権の移転をもって危険（リスク）も移転するものとされますので、破砕機が滅失した場合には買主である X 社が破砕機滅失の危険（リスク）を負うこととなります。具体的には破砕機が当事者間の過失なく滅失した場合には X 社の代金支払義務は消滅しないことになります。X 社は Y 社に対して滅失した破砕機 6000 万円の代金支払義務を負うと同時に、新しい破砕機を購入するにあたっては、その破砕機についても当然のことながら代金支払義務を負うことになります。

3　どうするべきであったのか（今後の対策）

(1) X 社の不満

X 社の不満は、本件滅失した破砕機が検収前であったことにあります。

仮に、本件破砕機が発注どおりの性能を有しないものであれば、X 社は Y 社に対して発注どおりの性能を有する破砕機に変更を要求するか、修理が可能であれば修理を請求できたものと考えられます。つまり、破砕機が施設に搬入され設置された後、発注どおりの性能を有するものであるのか等動作確認を行う「検収」を行って初めて X 社に代金支払義務が発生するものと思われるのです。ところが、本件では、検収が行われていないために、本件破砕機が発注どおりの性能を有するものかどうかの確認が行われておりません。

X 社としては、検収を行っていれば代金支払義務を免れた、あるいは新品と交換することを要求することができたかもしれないのに、検収を行う前に滅失してしまったために本件破砕機の性能の良し悪しを確かめる術もないまま代金支払義務を免れないところに問題があります。

では、X 社としてはどのようにするべきであったのでしょうか。

(2) 契約で危険の移転時期を定めよう

本件破砕機の売買契約において X 社と Y 社との間には売買契約書はありませんでした。民法上の契約は、廃棄物処理委託契約と異なり、書面を作成する必要はありませんので「売りましょう」「買いましょう」という合意があれば成立します。

しかしながら、売買代金や引渡時期、性能、品質等について後の争いを防ぐために売買契約書を作成するべきです。そして、売買契約において本件のようなことを防ぐために、危険（リスク）の移転時期についても明記します。

具体的には、以下のような条文を契約書に盛り込みます。

第●条（検収）

1　本物件がＸ（買主）の施設内に搬入された後、Ｘは、●●日以内に本物件が本物件にかかる仕様書の条件を満たしているか検収を完了するものとする。

2　本物件が仕様書の条件を満たしていることが判明した場合に本物件の所有権及び危険がＸに移転するものとし、Ｘは検収完了前において本物件の滅失または毀損について責任を負わない。

契約書の作成によって、自社の権利を守ることができ、トラブルの防止にもつながります。是非契約書を作成する癖をつけてください。

事務局だより

夏の陽ざしが和らぎ、「めかくし鬼さん 手のなる方へ 澄ましたお耳に かすかにしみた 呼んでる口笛 百舌の声」。わずかなすきまから秋の風を感じるようになった。

少し前のことであるが、心温まる新聞記事（上毛新聞）があった。群馬県廃棄物収集運搬会社の廃棄物置き場で現金4,251万円が見つかった事案で、持ち主から謝礼金を受け取った沼田資源（高橋伸也社長）が市に1,000万円を寄附したというものだ。持ち主からの謝礼金は850万2,000円で、同社が149万8,000円を持ち出して1,000万円にした。寄付金は市福祉振興事業基金に組み込まれ、社会福祉の向上に充てられる。高橋社長の談話に感じ入った。「今回の事案は日頃の社員教育の成果。今後もモラルの向上と法令遵守を徹底していきたい。」

さて、人のためになるといえば、現在、東京都では、都民の健康増進の観点から、また、オリンピック・パラリンピックのホストシティとして、受動喫煙防止対策をより一層推進していくため、「東京都受動喫煙防止条例（仮称）」を定めることを検討しているとのこと。たばこ税は全国総額で2兆3,537億円（平成25年度）が税金として納められている。小売価格が440円の場合、税負担は277円47銭で63.1%を占めている。当協会事務局のある千代田区では、約40億6,800万円（人口は約54,000人）、いちばん人口の多い世田谷区では、約50億6,700万円（人口は約867,000人）。昼間人口の多い千代田区内での売上がいかに高いかがわかる。挙句の果て、路上喫煙で捕まったら、2,000円の罰金ときている。販売箇所はユビキタスだが、消費はそういう訳にはいかない。たばこ税は、販売店で売れる、売れないにかかわらず、仕入れ時に納税することになっており、国や自治体にとっては、基本的には税徴収に係るコストは零円である。徴収する側にとってこんなに美味しい税はない。都税徴収に限っても税務関係職員は3,000人近い。区市町村税については各自治体がそれぞれに担当職員を抱えている。これらの人員は極論すれば、税徴収に要するコストでもある。小職の場合、440円×0.63×1.5箱×365日＝151,767円を納税をしている勘定になる。過去何十年分も入れると相当な額になるはずだ。これもある程度の所得があったからこそか。

一方、所得が低かったり、無かったりすると、税を原資とした公的扶助がある。単身世帯・60歳代で、生活扶助基準（第1類費）：食費・被服費等個人単位に係る経費36,100円、生活扶助基準（第2類費）：光熱費・家具什器等の世帯単位の経費44,270円、合わせて80,370円が支給される。食費等経費36,100円からたばこ代を引くと（36,100円－（440円×30日）＝22,900円）、残り22,900円での食事となる。1日1回の食事代は22,900円÷30日÷3回＝254円となる。とても厳しい数字だ。貯金が10万円あると、当分生活ができると判断され、申請しても認められない。借金があっても駄目だ。「破産」手続きをしてから申請することになる。要するに、最低生活費（生活保護基準）以下でなければ、生活保護の対象にならない。これは憲法が定める「最低生活を営むために必要な生活費」のことであり、因みに、30歳単身世帯（東京23区）の最低生活費は13万2,930円となっている。

たばこを吸わない分、健康になるかもしれないが、別の要因で命絶えてしまうかもしれない。これからはもう少し真面目に働き、納税に心がけ、かつ、精一杯吸って、飲んで、食って、元気に生きていこう。　（横手）

編集後記

つい先日まで蝉しぐれが響いていましたが、彼岸花も終わり、金木犀の香りが立ち込める季節となり、秋も深まって参りました。例年ですと大きな台風が上陸してくるのですが、いささか趣が異なり、大きな台風は夏の盛りに発生するように気候が変化してきているのかもしれません。

周辺国との情勢が大きく変化しているなか、解散総選挙となり、国政も大きく変化する情勢となっております。一時は二大政党制が定着したかにみえましたが、歴史の浅い政党はまるで泡のように消えては、また新たに発生するような現象を引き起こしています。保守とは保ち守ることと辞書には記されていますが、我が国民は基本的には、これを好むのでしょうか。今月号のトップは都議会各政党への要望を取り上げていますが、何処に何を要望すれば良いのか良く分からない状況となっています。

今月号は目次に記載の記事を掲載していますが、今後の行事予定に関するものも取り上げました。先月号のこの欄にも書きましたが、会員の皆様が参加できる催しをなるべく多くするようにしています。これらにより、皆様の業務が発展されることを期待しています。参加頂くなかで、こうして欲しい、ああして欲しい等のご意見がございましたなら、それぞれの催しのなかでのアンケートに答えて頂ければ、幸いです。

そろそろ、協会も来年度の予算を策定する時期となってきています。来年早々には全国産業廃棄物連合会の名称変更も予想され、業界全体も変化してくるのではと感じています。廃棄物の発生量は着実に減少してきています。東京都、国、業界団体を含め、処理処分から循環型に大きく舵がきられるようです。関連情報はいち早く、皆様へ伝えていきますが、皆様の業務は皆様で方向性を定めて頂くしかございません。協会としては、情報の伝達と業界の仕組みの変更等で間接的に皆様の支援を行っていきます。

（乙顔）

とうきょうさんぱい

第34巻　第7号　通巻第326号

平成29年10月10日発行

発行人　高橋俊美

企画・編集　広報委員会

発行　一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

〒101－0047
東京都千代田区内神田1－9－13
柿沼ビル7F
TEL　03（5283）5455（代表）
FAX　03（5283）5592
http://www.tosankyo.or.jp
E-mail;info@tosankyo.or.jp

都市更新を下支えする企業を目指して。

地球を守る確かな技術

城南島第二工場
■産業廃棄物処理施設
破砕処理施設・脱水処理施設・造粒固化処理施設
■汚染土壌処理施設

e Synergy System

SEIYU 成友興業株式会社

城南島第二工場

城南島第二事業所　東京都大田区城南島3-2-11　TEL：03-3799-8111　FAX：03-3799-7788